

事業者のための公共下水道の利用の手引き

# 事業場排水と下水道

明石市下水道部下水道施設課

この冊子に関するお問い合わせは

〒674-0063 明石市大久保町八木 7 4 2  
大久保浄化センター内  
下水道部下水道施設課 水質係  
Tel 078-934-9901  
Fax 078-934-3427

平成 14 年(2002 年) 9 月発行

## は じ め に

下水道は、家庭や事業場からの下水を浄化し、自然へかえすことによって、市民の健康で快適な生活環境を確保するとともに、河川や海などの公共用水域の水質を守る大切な施設です。

しかしながら下水処理場では、家庭排水の処理に適した方法(微生物による活性汚泥法)を用いているため、事業場排水の処理については限界があります。また、事業場排水の中には、下水道施設に損傷を与えるものや下水処理場の処理機能に悪影響を及ぼすものもあるため、どんな汚水でも下水道に流してよいというものではありません。

事業者のみなさまにおかれましては、このことを十分にご理解いただき、今後とも本市の下水道事業にご協力いただきますようお願いいたします。

### 表紙の写真 オニバス

2 m近くにもなる大きな葉が特徴のスイレン科の水生植物で、環境省のレッドリスト(日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)の絶滅危惧類に分類されています。市内では、江井島中学校隣の大池と新池で6～9月に見ることができます。特に池一面の群落を観察できるのは、全国でも大池だけで、専門家の間でも注目されています。

## も く じ

1 . 水質規制のしくみ	P 1
2 . 下水道への排除基準	P 2
3 . 特定施設と特定事業場	P 3
4 . 特定施設の設置等の届出	P 3
5 . 計画変更命令	P 4
6 . 除害施設の設置の届	P 4
7 . 公共下水道使用開始届	P 4
8 . 届出から放流開始までの流れ	P 5
9 . 水質の測定及び報告	P 6
10 . 立入検査	P 6
11 . 命令及び罰則	P 6
特定施設の一覧表	P 8 ~ 13

## 1 . 水質規制のしくみ

事業場排水を公共下水道に流す場合、**下水道法**及び**明石市下水道条例**の規制を受けます。河川や海などの公共用水域に流す場合にも、**水質汚濁防止法**及び**ダイオキシン類対策特別措置法**の規制を受けるのですが、これらと異なる点は以下のとおりです。

BOD及びSSは下水処理場で処理できるため、水質汚濁防止法の基準値より緩やかになっています。また、1ヶ月当たりの排水量が500m<sup>3</sup>未満の事業場については、これらの項目は適用されません。

下水管やポンプ場を傷めないよう、下水独自の水質項目(温度及び酸素消費量)を設定しています。

## 2. 下水道への排除基準

		単 位	排水量 500m <sup>3</sup> /月以上	排水量 500m <sup>3</sup> /月未満	
処 理 不 可 能 項 目	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03(0.05)	同  左	
	シアン化合物	"	0.3(0.7)		
	有機燐化合物	"	0.3(0.7)		
	鉛及びその化合物	"	0.1		
	六価クロム化合物	"	0.1(0.35)		
	砒素及びその化合物	"	0.05(0.1)		
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	"	0.005		
	アルキル水銀化合物	"	検出されないこと		
	ポリ塩化ビフェニル	"	0.003		
	トリクロロエチレン	"	0.3		
	テトラクロロエチレン	"	0.1		
	ジクロロメタン	"	0.2		
	四塩化炭素	"	0.02		
	1・2-ジクロロエタン	"	0.04		
	1・1-ジクロロエチレン	"	0.2		
	シス-1・2-ジクロロエチレン	"	0.4		
	1・1・1-トリクロロエタン	"	3		
	1・1・2-トリクロロエタン	"	0.06		
	1・3-ジクロロプロペン	"	0.02		
	チウラム	"	0.06		
	シマジン	"	0.03		
	チオベンカルブ	"	0.2		
	ベンゼン	"	0.1		
	セレン及びその化合物	"	0.1		
	ほう素及びその化合物	"	10[230]		
	ふつ素及びその化合物	"	8[15]		
	フェノール類	"	5		
銅及びその化合物	"	3			
亜鉛及びその化合物	"	2( )			
鉄及びその化合物(溶解性)	"	10			
マンガン及びその化合物(溶解性)	"	10			
クロム及びその化合物	"	2			
処 理 可 能 項 目	水素イオン濃度 ( pH )		5 ~ 9	5 ~ 9	
	生物化学的酸素要求量 ( B O D )	mg/L	600	-	
	浮遊物質 ( S S )	"	600	-	
	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類含有量	"	5	5
		動植物油脂類含有量	"	30	30
温度			45	同 左	
沃素消費量	mg/L		220		

- 注) 1. ( )内の数値は船上処理区内の事業場に適用される排除基準です。  
 2. [ ]内の数値は二見処理区内の事業場に適用される排除基準です。  
 3. 一部の事業場については、上記の値と異なる場合があります。  
 4. 一部の事業場には**ダイオキシン類の排除基準(10pg-TEQ/L)**が適用されます。  
 . 既設事業場については暫定基準 5mg/L が適用されます。

### 3 . 特定施設と特定事業場

下水道法では、**特定施設**を有する事業場を**特定事業場**として規制の対象としています。

特定施設とは、人の健康及び生活環境に係る被害の生ずるおそれのある物質を含む汚水や廃液を排出する施設として、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法で定められた施設です。特定事業場であるか否かによって、届出の種類や罰則等が異なります。

特定施設については、別表（8ページ以降）に掲載しています。

### 4 . 特定施設の設置等の届出

特定施設を設置している事業場、あるいは特定施設を設置しようとする事業場は、次の区分に従って届出が必要です。

#### (1)事前におこなう届出

届出を必要とする事項	届出区分（届出様式）	届出の時期	根拠条文
特定施設を設置（新設・増設）する場合	特定施設設置届出書 （様式第六）	工事着手前の 60日以前	第12条の3 第1項
設置している施設の ・構造 ・使用の方法 ・汚水等の処理の方法 ・排除される下水の量及び水質 ・用水及び排水の系統 を変更する場合	特定施設の構造等変更届出書  （様式第八）	工事着手前の 60日以前	第12条の4

なお、これらの届出にかかる工事は、届出後60日を経過しないと着手できません。

#### (2)事後の届出

届出を必要とする事項	届出区分（届出様式）	届出の時期	根拠条文
既に公共下水道を使用している事業場で、現に設置している施設が、法令改正等により新たに特定施設となった場合	特定施設使用届出書  （様式第七）	届出が必要となった日から30日以内	第12条の3 第2項
現に特定施設を設置している事業場が、新たに公共下水道を使用することとなった場合			第12条の3 第3項
既に届出を行った者の ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ・事業場の名称及び所在地 を変更する場合	氏名変更等届出書  （様式第十）	変更後30日以内	第12条の7
届出を行った施設の使用を廃止した場合	特定施設使用廃止届出書 （様式第十一）	廃止後30日以内	第12条の7
届出を行った者から、 ・譲渡 ・賃貸 ・相続 ・合併 等により施設を承継した場合	承継届出書  （様式第十二）	承継後30日以内	第12条の8 第3項

## 5 . 計画変更命令 (下水道法第 12 条の 5 )

「特定施設設置届出書」及び「特定施設の構造等変更届出書」を受理してから 60 日以内に限って、下水道への排除基準に適合しない汚水を排除すると認める時は、特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法について計画の変更、場合により設置計画の廃止を命ずることがあります。

## 6 . 除害施設の設置の届 (明石市下水道条例第 11 条)

**除害施設**とは、事業場（特定事業場に限りません）からの汚水を、下水道の排除基準以内の水質にするための汚水処理施設のことをいいます。事業場からの汚水が排除基準を超える場合は、除害施設を設置し、排除基準以下の水質となるようにしてください。

除害施設を設置する事業場は、あらかじめ「除害施設設置等計画（変更）届」を提出してください。既にある除害施設を増・改築する時も同様です。

下水道部で審査を行い、内容が適当と認める場合は承認したことを通知します。

工事が完了したら、10 日以内に「除害施設設置等工事完了届」を提出してください。

届出区分（届出様式）	届出の時期	根拠条文
除害施設設置等計画（変更）届 （様式第 13 号）	工事着手前	明石市下水道条例第 11 条第 1 項
除害施設設置等工事完了届 （様式第 15 号）	工事完了後 10 日以内	明石市下水道条例第 11 条第 2 項

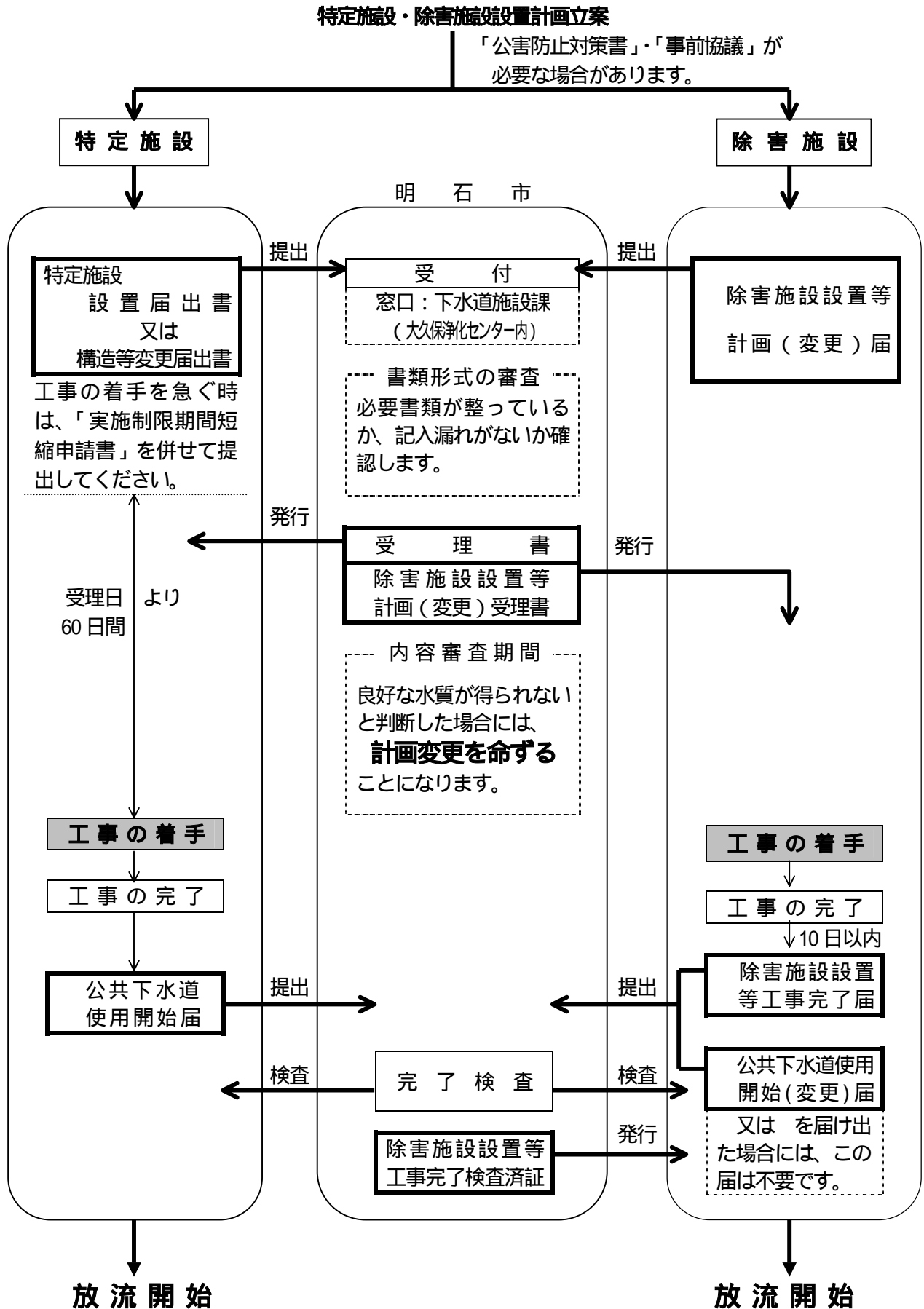
## 7 . 公共下水道使用開始届 (下水道法第 11 条の 2 )

公共下水道を使用しようとする事業場（特定事業場に限りません）で、下記のいずれかに該当する場合は、あらかじめ届け出てください。

届出を必要とする場合	届出区分（届出様式）	根拠条文
・ 日量最大 50m <sup>3</sup> 以上の汚水を排除しようとする場合 ・ 排除基準を超える水質の汚水を排除しようとする場合 （処理する前の水質です。多くの場合、汚水処理のための除害施設の設置が必要となります。） ・ 既に届け出た下水の量又は水質を変更しようとする場合	公共下水道使用開始（変更）届 （様式第五）	第 11 条の 2 第 1 項
・ 特定事業場が下水道を使用しようとする場合	公共下水道使用開始届 （様式第四）	第 11 条の 2 第 2 項

## 8. 届出から放流開始までの流れ

(届出書の番号は3、4ページの番号と対応しています。)



## 9 . 水質の測定及び報告

### (1) 水質の測定義務 (下水道法第 12 条の 11)

公共下水道を使用する事業場は、下水の水質を測定し、その記録を 5 年間保存するように義務づけられています。

水質分析は、法令で定められた方法『下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和 37 年厚生省、建設省令第 1 号)』で行ってください。試験紙やパックテスト等による簡易法は毎日の管理には有効ですが、法の定める方法としては認められていません。自社において測定が困難な場合は、分析会社へ依頼してください。

測定項目及び回数は、事業場毎に異なりますので、お問い合わせください。

### (2) 報告の徴収 (下水道法第 39 条の 2)

定期的に、下水の量や水質に関する「**水質等測定結果報告書**」、及び除害施設の維持管理状況等に関する「**除害施設等維持管理報告書**」の提出を求める場合があります。

## 10 . 立入検査 (下水道法第 13 条)

下水道法では、公共下水道管理者が公共下水道の機能を守るため必要な限度において、事業場に立ち入り、施設の調査ができることになっています。

明石市では、随時立入検査を行い、特定施設・除害施設等の稼動状況の調査や下水の水質検査を行っています。事業場の敷地内または公道上で採水しますので、採水する柵の上には物や車を置かないようにしてください。

## 11 . 命令及び罰則

### (1) 排除の停止又は制限 (明石市下水道条例第 11 条の 2)

公共下水道を損傷するおそれがある場合又は公共下水道の機能を阻害するおそれがある場合等には、排除を停止させ又は制限することがあります。

### (2) 改善命令等 (下水道法第 37 条の 2、明石市下水道条例第 11 条の 3)

排除基準に違反している時又は違反するおそれがあると認められる時は、以下のことを命ずることがあります。

特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法についての改善

特定施設の使用の停止

下水道への下水の排除の停止

(3) **罰 則** （下水道法第 45 条～ 51 条、明石市下水道条例第 32 条～ 34 条）

以下の者は、懲役または罰金に処せられます。

下水道の機能に障害を与えた者

排除基準に違反した者

公共下水道管理者の命令に違反した者

規定による届出をせず又は虚偽の届出をした者

## 公害防止資金融資制度

(1)制度の名称

中小企業公害防止施設設置等資金

(2)制度の趣旨

明石市内の中小企業者に対し、公害防止に必要な資金の融資を行うことにより、公害防止措置を促進し、市民の生活環境の保全と中小企業の発展に寄与することを目的に、昭和45年に制度が設けられています。

(3)融資の対象

明石市内に事業所を有し、引続き6か月以上同一事業を営み、現に公害問題が発生し又はそのおそれがあるために、公害防止施設を設置する者及び公害を除去するために他の場所へ移転する事業者。

(4)お問い合わせ

融資限度額及び利率などの詳しいことは、市役所の市民経済部商工観光課（918-5018）へおたずねください。

別表 特定施設の一覧表（水質汚濁防止法に規定）

号番号	施設の名称	
1	<p><b>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 選鉱施設</li> <li>ロ 選炭施設</li> <li>ハ 坑水中和沈でん施設</li> <li>ニ 掘さく用の泥水分離施設</li> </ul>	<p>9 <b>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</b></p>
10	<p><b>飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</li> <li>ハ 搾汁施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> <li>ヘ 蒸りゆう施設</li> </ul>	<p>10 <b>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 真空濃縮施設</li> <li>ホ 水洗式脱臭施設</li> </ul>
1の2	<p><b>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</li> <li>ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</li> <li>ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</li> </ul>	<p>11 <b>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 真空濃縮施設</li> <li>ホ 水洗式脱臭施設</li> </ul>
2	<p><b>畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</li> <li>ハ 湯煮施設</li> </ul>	<p>12 <b>動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 分離施設</li> </ul>
3	<p><b>水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水産動物原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 脱水施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> </ul>	<p>13 <b>イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 分離施設</li> </ul>
4	<p><b>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 湯煮施設</li> </ul>	<p>14 <b>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料浸せき施設</li> <li>ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）</li> <li>ハ 分離施設</li> <li>ニ 洗だめ及びこれに類する施設</li> </ul>
5	<p><b>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 湯煮施設</li> <li>ニ 濃縮施設</li> <li>ホ 精製施設</li> <li>ヘ ろ過施設</li> </ul>	<p>15 <b>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ ろ過施設</li> <li>ハ 精製施設</li> </ul>
6	<p><b>小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</b></p>	<p>16 <b>めん類製造業の用に供する湯煮施設</b></p>
7	<p><b>砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）</li> <li>ハ ろ過施設</li> <li>ニ 分離施設</li> <li>ホ 精製施設</li> </ul>	<p>17 <b>豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設</b></p>
8	<p><b>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</b></p>	<p>18 <b>インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設</b></p>
19	<p><b>紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ まゆ湯煮施設</li> <li>ロ 副蚕処理施設</li> <li>ハ 原料浸せき施設</li> </ul>	<p>18の2 <b>冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 湯煮施設</li> <li>ハ 洗浄施設</li> </ul> <p>18の3 <b>たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水洗式脱臭施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> </ul>
25	<p><b>水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 塩水精製施設</li> <li>ロ 電解施設</li> </ul>	

	<p>ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設</p>		
20	<p><b>洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <p>イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設</p>	26	<p><b>無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <p>イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機</p> <p>ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設</p>
21	<p><b>化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <p>イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設</p>	27	<p>前2号に掲げる事業以外の<b>無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <p>イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設</p> <p>ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設</p>
21の2	<p><b>一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー</b></p>	28	<p><b>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <p>イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設</p> <p>ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設</p> <p>ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロレンモノマー洗浄施設</p>
21の3	<p><b>合板製造業の用に供する接着機洗浄施設</b></p>	29	<p><b>コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <p>イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>
21の4	<p><b>パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <p>イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設</p>	30	<p><b>発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <p>イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設</p>
22	<p><b>木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <p>イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設</p>	31	<p><b>メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <p>イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p>
23	<p><b>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <p>イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設</p>		
23の2	<p><b>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <p>イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</p>		
24	<p><b>化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <p>イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設</p>		
32	<p><b>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <p>イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設</p>	37	<p>前6号に掲げる事業以外の<b>石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <p>イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設</p>
33	<p><b>合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</b></p> <p>イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設</p>		

	<p>八 遠心分離機</p> <p>二 静置分離器</p> <p>ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設</p> <p>ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設</p> <p>ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</p> <p>チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>リ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ヌ 湿式集じん施設</p> <p><b>34 合成ゴム製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 脱水施設</p> <p>ハ 水洗施設</p> <p>ニ ラテックス濃縮施設</p> <p>ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p> <p><b>35 有機ゴム薬品製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 蒸りゅう施設</p> <p>ロ 分離施設</p> <p>ハ 廃ガス洗浄施設</p> <p><b>36 合成洗剤製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃酸分離施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ハ 湿式集じん施設</p>	<p>ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設</p> <p>ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設</p> <p>チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設</p> <p>リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設</p> <p>ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</p> <p>オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設</p> <p>ワ プレニルサイト又はプレニルアルコールのけん化器</p> <p>カ メルカプトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</p> <p>ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</p> <p>タ 廃ガス洗浄施設</p> <p><b>38 石けん製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料精製施設</p> <p>ロ 塩析施設</p> <p><b>39 硬化油製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱酸施設</p> <p>ロ 脱臭施設</p> <p><b>40 脂肪酸製造業</b>に用に供する蒸りゅう施設</p> <p><b>41 香料製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ 抽出施設</p> <p><b>42 ゼラチン又はにかわの製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 石灰づけ施設</p> <p>ハ 洗浄施設</p> <p><b>43 写真感光材料製造業</b>の用に供する感光剤洗浄施設</p> <p><b>44 天然樹脂製品製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 脱水施設</p>
<p><b>45 木材化学工業</b>の用に供するフルフラール蒸りゅう施設</p> <p><b>46</b> 第28号から前号までに掲げる事業以外の<b>有機化学工業製品製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設</p> <p>ニ 廃ガス洗浄施設</p> <p><b>47 医薬品製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 動物原料処理施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ 分離施設</p> <p>ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を</p>	<p><b>45</b> <b>有機質砂かべ材製造業</b>の用に供する混合施設</p> <p><b>47</b> <b>人造黒鉛電極製造業</b>の用に供する成型施設</p> <p><b>48 薬業原料</b>（うわ薬原料を含む。）の<b>精製業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗式破砕施設</p> <p>ロ 水洗式分別施設</p> <p>ハ 酸処理施設</p> <p>ニ 脱水施設</p> <p><b>49 砕石業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗式破砕施設</p> <p>ロ 水洗式分別施設</p> <p><b>60 砂利採取業</b>の用に供する水洗式分別施設</p>	

	混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設		
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する <b>試薬の製造業</b> の用に供する試薬製造施設	63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
51の3	医療用若しくは衛生用の <b>ゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業</b> の用に供するラテックス成形型洗浄施設	64	ガス供給業又は <b>コークス製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設	64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、 <b>工業用水道施設</b> （工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は <b>自家用工業用水道</b> （同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）  イ 沈でん施設 ロ る過施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設		
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）		
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャーブラント		
65	酸又はアルカリによる <b>表面処理施設</b>	69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）  イ 卸売業 ロ 仲卸売業
66	電気めっき施設	70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
66の2	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの  イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設	70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
66の3	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	71	自動式車両洗浄施設
66の4	弁当仕出屋又は <b>弁当製造業</b> の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	71の2	科学技術（人文科学のみの係るものを除く。）に関

66の5	<b>飲食店</b> （次号及び第66号の7に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	<b>する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場</b> で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの
66の6	<b>そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店</b> （次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	<input type="checkbox"/> 洗浄施設 <input type="checkbox"/> 焼入れ施設  <b>71の3 一般廃棄物処理施設</b> （廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
66の7	<b>料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店</b> で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	<b>71の4 産業廃棄物処理施設</b> （廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの
67	<b>洗たく業</b> の用に供する洗浄施設	<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
68	<b>写真現像業</b> の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	<b>71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設</b> （前各号に該当するものを除く。）
68の2	<b>病院</b> （医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> ちゅう房施設 <input type="checkbox"/> 洗浄施設 <input type="checkbox"/> 入浴施設	<b>71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設</b> （前各号に該当するものを除く。）
69	<b>と畜業又は死亡獣畜取扱業</b> の用に供する解体施設	<b>72 し尿処理施設</b> （建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
69の2	<b>中央卸売市場</b> （卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係る物に限る。） <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 仲卸売業	<b>73 下水道終末処理施設</b>
		<b>74 特定事業場から排出される水</b> （公共用水域に排出されるものを除く。）の <b>処理施設</b> （前2号に掲げるものを除く。）

別表 特定施設の一覧表（ダイオキシン類対策特別措置法に規定）

号番号	施設の名称	
		12 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	13 下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	14 第1号から第12号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第12号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
6	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
7	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
8	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'・2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。八において単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
9	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
10	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
11	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	